

平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	42		府省庁名 国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	投資信託等に係る二重課税調整措置の見直し		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>現在、投資信託等が国外で負担した税金は、投資家に支払われる収益分配にかかる源泉徴収額から控除することで、国内外での二重課税を調整するという措置が取られている（所得税法第176条3項、租税特別措置法第67条の14、第67条の15、第68条の3の2等）。</p> <p>しかし、租税特別措置法第9条の3の2（上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例）によって証券会社等が源泉徴収義務者となる一定の場合については、二重課税が残存するという状況が続いている。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>投資信託等に係る二重課税調整措置の見直しを求める。</p>		
関係条文	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 所得税法第176条3項、租税特別措置法第67条の15等 </div>		
減収見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>二重課税の調整を図ることにより、海外不動産投資の環境整備を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>現在、投資信託等が国外で負担した税金は、投資家に支払われる収益分配に係る源泉徴収額から控除することで、国内外での二重課税を調整するという措置が取られているが、証券会社等が源泉徴収義務者となる場合については、二重課税が残存するという状況が続いている。</p> <p>従って、現行の二重課税調整措置を見直し、できる限り効率的・効果的に二重課税を排除できる仕組みを設けることで、海外不動産投資の環境整備を図ることが必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		
		ページ	42—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>・経済財政運営と改革の基本方針 2016（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）（抜粋） 「不動産ストックのフロー化による投資の促進、地域経済の好循環を図るため、リート市場の機能強化、成長分野への不動産供給の促進、小口投資を活用した空き家等の再生、寄附等された遊休不動産の管理・活用を行うほか、鑑定評価、地籍整備や登記所備付地図の整備等を含む情報基盤の充実等を行う。」</p> <p>・日本再興戦略 2016（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）（抜粋） 「不動産について流動化を通じた有効活用を図るため、今後ニーズの増加が見込まれる観光や介護等の分野における不動産の供給を促進するとともに、クラウドファンディング等の小口資金による空き家・空き店舗の再生、寄付等された遊休不動産の管理・活用、鑑定評価を含む不動産情報の充実等に必要な法改正等を一体的に行い、2020 年頃までにリート等の資産総額を約 30 兆円に倍増することを目指す。」</p> <p>政策目標 9 「市場の環境整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護」 施策目標 31 「不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する」 業績目標 120 「不動産証券化実績総額」</p>
	政策の達成目標	投資信託等に係る二重課税調整措置を排除し、海外不動産投資の環境整備を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする
	同上の期間中の達成目標	政策目標と同様
	政策目標の達成状況	新規要望のため、該当せず
有効性	要望の措置の適用見込み	二重課税調整（外国税額控除）の対象となる者に適用される見込みである。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本措置により、二重課税の状態が排除され、海外不動産投資の環境整備につながる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	二重課税調整（外国税額控除）の方法の見直しを行うものであり、租税特別措置によることが妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	特例措置が取られていないため該当せず
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 28 年度 二重課税調整（外国税額控除）の方法の見直し要望